

議案第14号

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特
例措置に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関
する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特
例措置に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関
する条例（平成25年かすみがうら市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年1月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前のかすみがうら市太陽光発
電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例第3条の規定に
より特例措置を受けている土地の固定資産税の課税標準は、なお従前の例に
よる。